

平成 25 年 2 月 5 日

日本玩具協会

下記について連絡致します。

**【制度要綱第 6 条の団体所在地の変更】**

S T制度要綱第 6 条第 3 項の下表について、「東京玩具工業協同組合」の所在地を以下のとおり変更する。

|                   | 改定  | 適用日                                |
|-------------------|---|------------------------------------|
| 東京玩具工業協同組合の所在地の変更 | (改定前)<br>〒130-0005<br>東京都墨田区東駒形 4-16-3<br><br>↓<br>(改定後)<br>〒130-0005<br>東京都墨田区東駒形 4-24-3<br>伊藤ビル 2 階 | 同組合の事業所の移転が完了した平成 25 年 2 月 1 日とする。 |

(当該団体より、上記の変更申出があったため。)

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱（改定）

【玩具安全マーク使用許諾契約】

第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約を締結しなければならない。

2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。

3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を經由して協会とSTマーク使用許諾契約を締結することができる。

| 名 称                          | 所 在 地   |   |
|------------------------------|---|---|
| 東京玩具製問協同組合                   | 〒130-8611<br>東京都墨田区東駒形 4-22-4   | T |
| 東京玩具工業協同組合                   | 〒130-0005<br>東京都墨田区東駒形 4-24-3<br>伊藤ビル 2 階<br>〒130-0005—<br>東京都墨田区東駒形 4-16-3 | M |
| 日本プラスチック玩具工業協同組合             | 〒103-0004<br>東京都中央区東日本橋 2-24-7<br>東京プラスチック会館 5 階                            | P |
| 日本空気入ビニール製品工業組合              | 〒103-0004<br>東京都中央区東日本橋 2-24-7<br>東京プラスチック会館 5 階                            | V |
| 日本プラモデル工業協同組合                | 〒111-0051<br>東京都台東区蔵前 4-20-12   | J |
| 大阪玩具事業協同組合<br>(社) 日本玩具協会大阪支部 | 〒542-0066<br>大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1<br>玩具人形会館内                                  | B |
| 東京玩具人形協同組合                   | 〒111-0053<br>東京都台東区浅草橋 2-28-14  | D |
| 中部玩具人形工業会                    | 〒451-0043<br>愛知県名古屋市西区新道 2-15-17  | C |
| 日本バルーン協会                     | 〒166-0014<br>東京都杉並区松の木 3-12-11  | R |

(付則 平成 25 年 2 月 5 日改定)

この改定（制度要綱第 6 条第 3 項の表の「団体所在地」の改定）は、平成 25 年 2 月 1 日に遡及して適用する。